# 大阪北部地震に係る学校施設・社会教育施設等の コンクリートブロック点検結果について

平成30年6月18日(月)に発生した地震を受けて、学校施設及び社会教育施設等の 点検を緊急に行った結果を次のとおり報告します。

記

- 1 点検対象施設 幼稚園1園、小学校14校、中学校6校、社会教育施設8か所、 その他1か所
- 2 点検内容 建築基準法施行令上の基準(高さ、壁の厚さ、控壁の有無等)の確認と全体の傾き、ひび割れ、損傷等

## 3 点検結果

(学校施設)

本市が所管する学校施設にあるコンクリートブロック塀については、 市及び教育委員会において緊急点検を行いました。その結果内容を 現行法である建築基準法施行令(以下、「法令」という。)上の基準 と照らし合わせたところ全 21 校(園)のうち、14 校(小学校 10 校、 中学校 4 校)のコンクリートブロック塀が法令と合致しないことが わかりました。詳細は、次の表のとおりです。

| 不適合箇所 | 学校名                  |
|-------|----------------------|
| 1 か所  | 上野口小学校、速見小学校、脇田小学校   |
|       | 北巣本小学校、東小学校、砂子小学校    |
|       | 門真みらい小学校、第二中学校、第三中学校 |
|       | 第四中学校、第七中学校、         |
| 2 か所  | 二島小学校、四宮小学校          |

不適合の内容としては、19 か所のうち 9 か所において、法令上必要な控壁がありませんでした。また、10 か所(うちプール 9 か所)で高さ超過、11 か所(うちプール 10 か所)で厚み不足でした。

(社会教育施設) 社会教育施設のうち、公民館、旧北小学校体育施設ではブロック 塀の控え壁(3.4m)の間隔を満たさない箇所があり、歴史資料館 では外周ブロック塀及び旧第六中学校運動広場の外周ブロック塀 の一部、門真市民プラザのごみ置き場が法令の基準に不適合でした。

#### 4 今後の対応

#### (学校施設)

- (1) 法令上の基準に適合していないプール内のブロック塀(小:9校、中:4校) については、全て撤去し、スチール製のフェンスを設置します。
  - 併せて、法令上の基準に適合している北巣本小学校のプール内のブロック塀及び大和田幼稚園の外周ブロック塀の一部についても、園児、児童の安全性を考慮し、撤去し、スチール製のフェンスを設置します。
- (2) 同じく法令上の基準に適合していないブロック塀(小: 2校2か所) については、全て撤去し、スチール製のフェンスを設置します。また、同じく法令上の基準に適合していないブロック塀(小: 2校4か所) についても官民境界明示で市の所有ブロック塀と確認ができ次第、撤去しスチール製のフェンスを設置します。
- (3) 学校外周にある法令上の基準に適合しているブロック塀(幼:1園、小:4校、中:2校)については、国の交付金の活用も視野に入れ、対応策を検討します。

### (社会教育施設)

公民館でのブロック塀の控え壁については、法令上の基準を満たすよう過去に 撤去された控え壁の位置に、再度控え壁を設置し、歴史資料館、門真市民プラ ザ、旧第六中学校運動広場、旧北小学校体育施設の各施設の外周等は法令上の 基準に適合していないブロック塀であるため、撤去し、スチール製のフェンス 等を設置します。法令の基準に適合している社会教育施設(2施設)については、ブロック塀の安全性の緊急点検を行います。

## 5 その他

- (1) 今回の地震の影響により破損した東小学校の受水槽給水管についても改修工事を実施します。
- (2) 本市が所管する保育所(2園)及び幼保連携型認定こども園(1園)については、ブロック塀はありません。